

令和4年1月20日

大幸薬品株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、大幸薬品株式会社（以下「大幸薬品」といいます。）に対し、同社が供給する「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品、「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品、「クレベリン スプレー」と称する商品及び「クレベリン ミニスプレー」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 大幸薬品株式会社（法人番号 2120901007344）
所 在 地 大阪府吹田市内本町三丁目34番14号
代 表 者 代表取締役 柴田 高
設立年月 昭和21年11月
資 本 金 12億161万6880円（令和4年1月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

ア ないしエの各商品（以下「本件4商品」という。）

ア 「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）

イ 「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）

ウ 「クレベリン スプレー」と称する商品（以下「本件商品③」という。）

エ 「クレベリン ミニスプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

商品パッケージ及び「TAIKO」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(イ) 表示期間

別表1「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（別紙1ないし別紙8）

例えば、本件商品①について、平成30年9月13日以降、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」、「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同

表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件４商品を使用すれば、本件４商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしている。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、それぞれ、景品表示法第７条第２項の規定に基づき、大幸薬品に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、前記ア(ウ)の表示について、例えば、本件商品①について、平成３０年９月１３日以降、商品パッケージにおいて、「ご利用環境により成分の広がり異なります。」、「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」等と表示するなど、**別表２**「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示しているが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ)の表示から受ける本件４商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 本件４商品について、**別表１**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている同表「表示内容」欄記載のとおり表示している行為を速やかに取りやめること。

イ 前記(2)アの表示は、それぞれ、本件４商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

ウ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

エ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 ０３（３５０７）９２３９

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品①	平成 30 年 9 月 1 3 日以降	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」 ・「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」 ・「用途」との記載と共に、電車のイラスト及び「電車・バスで」、ビルのイラスト及び「オフィスで」、病院のイラスト及び「病院で」並びに教室のイラスト及び「学校で」 ・「使用方法」及び人物の胸ポケットに本件商品①が掛けられているイラストと共に、「胸ポケットやネームホルダーにかける。」(別紙 1)	電車、バス又はオフィス等において身に着ける	電車、バス又はオフィス等	身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果
	平成 30 年 9 月 1 4 日以降	自社ウェブサイト	・「オフィスや学校、病院など人の多い空間に浮かぶウイルスや菌にも、持ち運びタイプで対策。あなたの日常の近くにも、持ち運べるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・人物の胸ポケットに本件商品①が掛けられているイラスト及び人物の周りの空間に浮遊する二酸化塩素のイラストと共に、「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「電車・バス」及び電車のイラスト、「オフィス」及びビルのイラスト、「病院」及び病院のイラスト並びに教室のイラスト及び「学校」 ・「使用方法」及び人物の胸ポケットに本件商品①が掛けられているイラストと共に、「胸ポケットやネームホルダーにかける。」(別紙 2)			
本件商品②	平成 30 年 9 月 1 4 日以降	商品パッケージ	・「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」 ・「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」	ベビーベッド、デスク等に掛	ベビーベッド、デスク等	設置箇所の周囲の空間に浮遊するウイルス

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			・「用途」との記載と共に、「ベビー用具 ベビーベッド」及び本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスト並びに「デスク 仕事場のデスク 勉強机」及び本件商品②が置かれた机のイラスト ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスト及び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が置かれた机のイラスト (別紙 3)	ける又は置く		ス又は菌が除去又は除菌される効果
	令和元年 9月2日 以降	自社ウェブ サイト	・「ベビーベッドや仕事場のデスク、勉強机など設置するスペースが少ない場所でもウイルスや菌の対策。あなたのパーソナルスペースの除菌に使えるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「ベビーベッド」及び本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスト並びに「デスク」及び本件商品②が置かれた机のイラスト ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスト及び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が置かれた机のイラスト (別紙 4)			
本件商品③	平成30年 9月1日 以降	商品パッケージ	・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間（玄関、トイレ、浴室、洗面所）のウイルス除去・除菌※ ・消臭 気になる空間に、1 畳当り 1 回を目安にスプレーする。」 ・「用途 空間※&物体のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いた	玄関、トイレ等の室内空間に噴霧する	玄関、トイレ等	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			だけます。(※玄関、トイレ、浴室、洗面所)」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」、「空間」及び玄関のイラスト (別紙5) ・「キッチンなどの水場や、玄関の靴箱など、菌やニオイが気になるところを狙い打ちできるスプレータイプ。空間や空気の気になるところ、シュッとスプレーで解消しましょう。」 ・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「キッチン」及びキッチンのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」及び玄関のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 畳当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別紙6)			去又は除菌される効果
本件商品④	平成 30 年 9 月 1 3 日以降	商品パッケージ	・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間のウイルス除去・除菌※・消臭 気になる空間に、1 畳当たり 3 回を目安にスプレーする。」 ・「用途」及び「外出先の気になる空間 公共トイレ 宿泊先 車の中」 (別紙7)	公共トイレ等の空間に噴霧する	公共トイレ等の空間	空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	平成30年9月14日以降	自社ウェブサイト	・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「浴室」及び浴室のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 置当たり1 回を目安にスプレーしてください。」 (別紙8)	トイレ等の室内空間に噴霧する	トイレ等の室内空間	室内空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	平成30年9月 13日以降	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご利用ください。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別紙1)
	平成30年9月 14日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。(大幸薬品調べ)」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がりは異なります。」 ・「●屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご利用ください。」 (別紙2)
本件商品②	平成30年9月 14日以降	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別紙3)
	令和元年9月2 日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。(大幸薬品調べ)」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がりは異なります。」 (別紙4)
本件商品③	平成30年9月 13日以降	商品パッケージ	・「◎ご使用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別紙5)
	平成30年9月 14日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			・「※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」 ・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別紙 6)
本件商品④	平成 30 年 9 月 13 日以降	商品パッケージ	・「◎ご使用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別紙 7)
	平成 30 年 9 月 14 日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)」 ・「※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」 ・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別紙 8)



便利な持ち運べるタイプ

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

オフィスや学校、病院など人の多い空間に浮かぶウイルスや菌にも、持ち運びタイプで対策。あなたの日常の近くにいつも、持ち運べるクレベリンです。

内容量	1g×2本
成分	亜塩素酸ナトリウム液、高吸水性樹脂等



スティック
ペンタイプ

LINE

持ち運べるスティックタイプのクレベリン。 空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)



空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去します。

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)

- 全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。
- ご利用環境により、成分の広がりは異なります。
- 屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご使用ください。

こんなところでお使いください

電車・バス



病院



オフィス

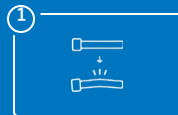


学校

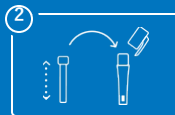


使用方法

TAIKO



袋を開けてスティックを取り出し、「ポキッ」と音がするまで折り曲げる。



上下に数回振ってから、専用ケースに入れる。



胸ポケットやネームホルダーに付ける。2週間を目安に新しいスティックと交換する。



製品に関するよくある質問はこちら

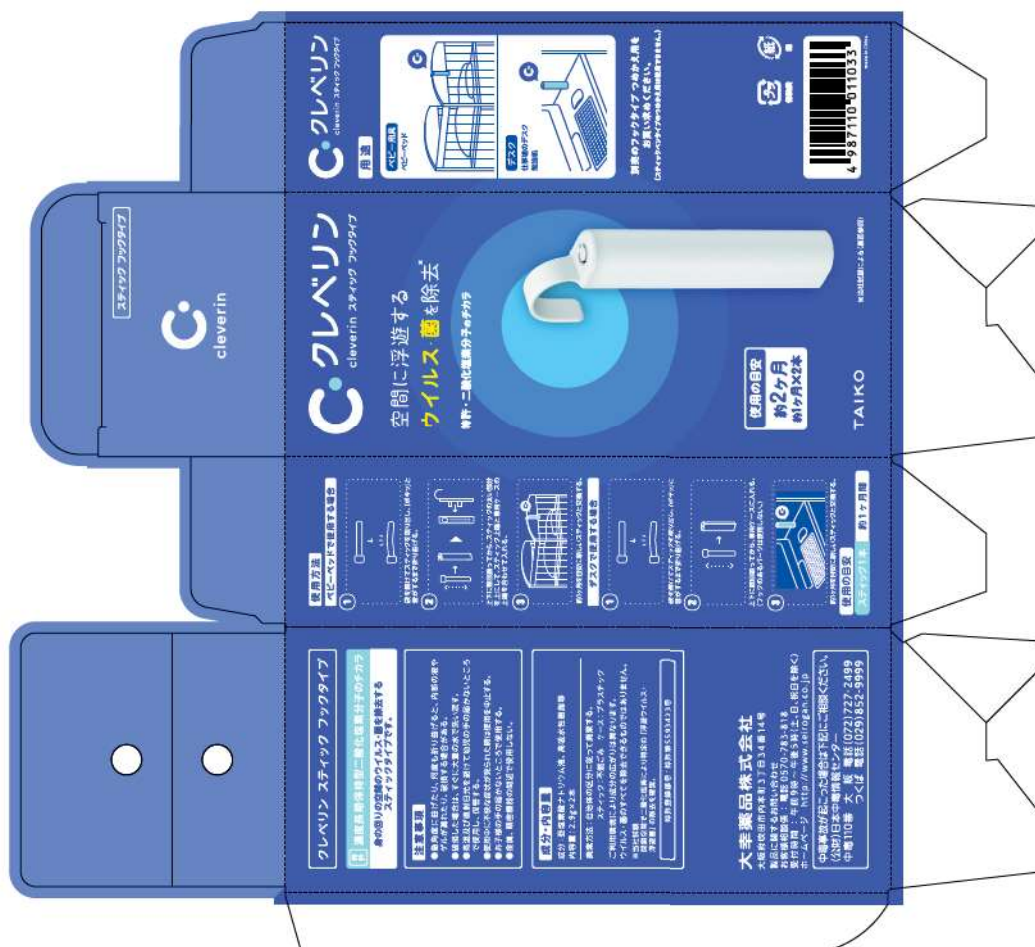


| トップ | 製品情報 | 置き型 | スティック ペンタイプ | スティック フックタイプ | スプレー | ミニスプレー | 置き型ケース | ウイルス除去・除菌の仕組み |

導入企業 よくある質問 企業・法人向け製品情報 二酸化塩素のはなし 海外販売製品

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO



いろんな場所に掛けても 置いても使えるタイプ

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

ベビーベッドや仕事場のデスク、勉強机など
設置するスペースが少ない場所でも
ウイルスや菌の対策。
あなたのパーソナルスペースの除菌に使えるク
レベリンです。

内容 量	2.9g×2本
成分	亜塩素酸ナトリウム液、高吸水性樹脂 等



スティック
フックタイプ

LINE

掛けても置いても使えるタイプのクレベリン。 空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去^{*}

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)



空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去します。

※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
(大幸薬品調べ)

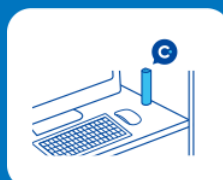
- 全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。
- ご利用環境により、成分の広がり異なります。

こんなところでお使いください

ベビーベッド



デスク



TAIKO

使用方法

ベビーベッドで使用する場合

- ① 袋を開けてスティックを取り出し、「ポキッ」と音がするまで折り曲げる。
- ② 上下に数回振ってから、スティックの太い部分を上にして、スティック上端と専用ケースの上端を合わせて入れる。
- ③ 約1ヶ月を目安に新しいスティックと交換する。



デスクで使用する場合

- ① 袋を開けてスティックを取り出し、「ポキッ」と音がするまで折り曲げる。
- ② 上下に数回振ってから、専用ケースに入れる。(フックのあるパーツは使用しない)
- ③ 約1ヶ月を目安に新しいスティックと交換する。



製品に関するよくある質問はこちら



[トップ](#) |
 [製品情報](#) |
 [置き型](#) |
 [スティック ペンタイ](#) |
 [スティック フックタイ](#) |
 [スプレー](#) |
 [ミニスプレー](#) |
 [置き型ケース](#) |
 [ウイルス除去・除菌の仕組み](#)

[導入企業](#) |
 [よくある質問](#) |
 [企業・法人向け製品情報](#) |
 [二酸化塩素のはなし](#) |
 [海外販売製品](#)

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO

気になるところに シュッとスプレー

キッチンなどの水場や、玄関の靴箱など、
菌やニオイが気になるところを狙い打ちできるスプレタイプ。

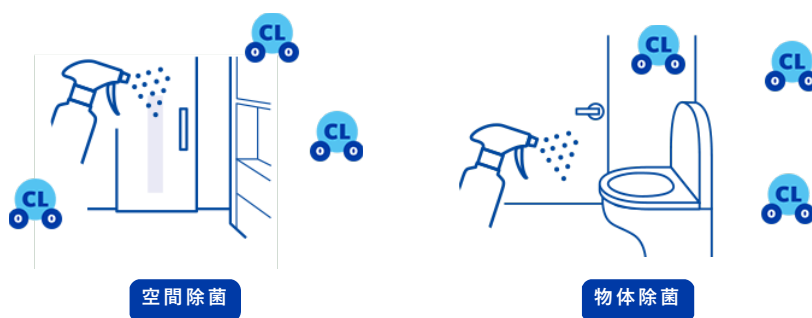
空間や空気の気になるところ、
シュッとスプレーで解消しましょう。

内容量	300mL
成分	二酸化塩素液、界面活性剤、 シリコン系消泡剤



空間と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを 二酸化塩素分子のチカラで除去

※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の
「ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)



空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。
二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。

※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。
※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。
※色物の繊維、皮革製品、毛皮等、色落ちの恐れがあるものにかからないように
使用してください。(漂白する恐れがある)

こんなところでお使いください

TAIKO



その他

ドアノブ、テーブル、介護用品、ペット用品、エアコンフィルター、タバコ臭

使用方法



付属スプレーを取り付け、ノズルを「ON」にしてスプレーする

【空間のウイルス除去・除菌・消臭】

気になる空間に、1畳当たり1回を目安にスプレーしてください。

色物の繊維(衣服、じゅうたん、布製の壁紙等)、皮革製品、毛布、精密機器等には直接かからないようにしてください。

【物体のウイルス除去・除菌】

表面が十分濡れる程度にスプレーしてください。スプレー後、しばらく置いて布等で拭き取ってください。

【吐しゃ物、排泄物、生ゴミ等のウイルス除去・除菌・消臭】

吐しゃ物等には事前に空間にスプレーし、紙タオルで被い、その上からスプレーしてください。生ゴミには直接スプレーしてください。

【カビの除去】

カビに近づけて十分スプレーしてください。洗い流さずにそのまま放置してください。しつこいカビには数回繰り返してください。(菌糸伸長により発生した黒ずみは漂白できません)

製品に関するよくある質問はこちら

● 注意事項

1. 誤飲に注意。
2. スプレー装着後の使用期限は6ヶ月。
3. 一度に大量に使用しない。
4. 人やペット、植物等の生き物に直接スプレーしない。
5. 用途以外に使用しない。
6. 高温および直射日光を避けて幼児の手の届かないところで使用し、保管する。
7. 不快な症状がみられたときは使用を中止する。

● 応急処置

1. 多量に飲みこんだ時：吐かせず、すぐに口をすすいだ後に水か牛乳を飲ませ、医師に相談する。
2. 目に入った時：すぐに大量の水で洗い流し、直ちに必ず医師に相談する。

8. 繊維等、色落ちの恐れのあるものにかからないようにする。（漂白する恐れがある）
9. 精密機械には直接スプレーしない。
10. 単独で使用する。



TAIKO



C クレベリン
cleverin



| トップ | 製品情報 | 置き型 | スティック ペンタイ | スティック フックタイ | スプレー | ミニスプレー | 置き型ケー | ウイルス除去・除菌の仕組 |

導入企業 よくある質問 企業・法人向け製品情報 二酸化塩素のはなし 海外販売製品



Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO



手軽に外でもサッと除菌

乗り物の中や、ホテルや公共トイレなど、たくさんの人が触れるからこそ気になる外出先で使うあれこれ。

そんなときにもミニスプレーがあれば手軽にサッと、除菌できちゃいます。

内容量	60mL
成分	二酸化塩素液、界面活性剤、シリコン系消泡剤

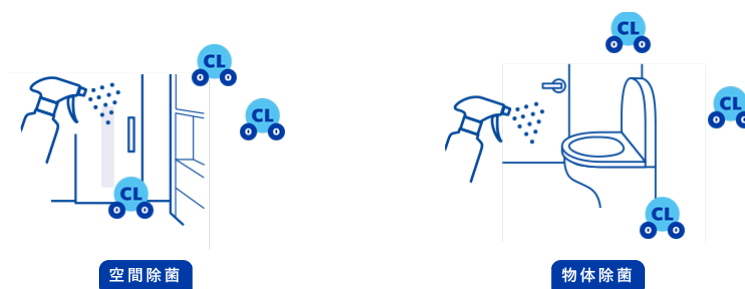
ミニスプレー
f

LINE



空間と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを 二酸化塩素分子のチカラで除去

※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。（大幸薬品調べ）



空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。
二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。

※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。

※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。

※色物の繊維、皮革製品、毛皮等、色落ちの恐れがあるものにかからないように使用してください。（漂白する恐れがある）

こんなところでお使いください

トイレ



浴室

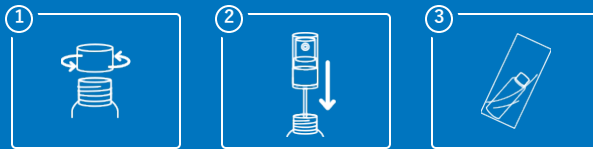


その他

飲食店のテーブル・イス、乗物内のテーブル、タッチパネル

使用方法

TAIKO



付属スプレーを取り付け、ノズルを「ON」にしてスプレーする



【空間のウイルス除去・除菌・消臭】

気になる空間に、1畳当たり1回を目安にスプレーしてください。
色物の繊維(衣服、じゅうたん、布製の壁紙等)、皮革製品、毛布、精密機器等には直接かからないようにしてください。



【物体のウイルス除去・除菌】

表面が十分濡れる程度にスプレーしてください。スプレー後、しばらく置いて布等で拭き取ってください。

【吐しゃ物、排泄物、生ゴミ等のウイルス除去・除菌・消臭】

吐しゃ物等には事前に空間にスプレーし、紙タオルで被い、その上からスプレーしてください。生ゴミには直接スプレーしてください。

【カビの除去】

カビに近づけて十分スプレーしてください。洗い流さずにそのまま放置してください。しつこいカビには数回繰り返してください。(菌糸伸長により発生した黒ずみは漂白できません)

製品に関するよくある質問はこちら

● 注意事項

1. 誤飲に注意。
2. スプレー装着後の使用期限は6ヶ月。
3. 一度に大量に使用しない。
4. 人やペット、植物等の生き物に直接スプレーしない。
5. 用途以外に使用しない。
6. 高温および直射日光を避けて幼児の手の届かないところで使用し、保管する。
7. 不快な症状がみられたときは使用を中止する。
8. 繊維等、色落ちの恐れのあるものにかからないようにする。
(漂白する恐れがある)
9. 精密機械には直接スプレーしない。
10. 単独で使用する。

● 応急処置

1. 多量に飲みこんだ時：吐かせず、すぐに口をすすいだ後に水か牛乳を飲ませ、医師に相談する。
2. 目に入った時：すぐに大量の水で洗い流し、直ちに必ず医師に相談する。



| トップ | 製品情報 | 置き型 | スティック ペンタイプ | スティック フックタイプ | スプレー | ミニスプレー | 置き型ケース | ウイルス除去・除菌の仕組み |
導入企業 | よくある質問 | 企業・法人向け製品情報 | 二酸化塩素のはなし | 海外販売製品

Copyright(C)2015 Taiko Pharmaceutical Co.,Ltd. All Rights Reserved.
このサイトは日本の法令に準拠して作成されています。

TAIKO

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

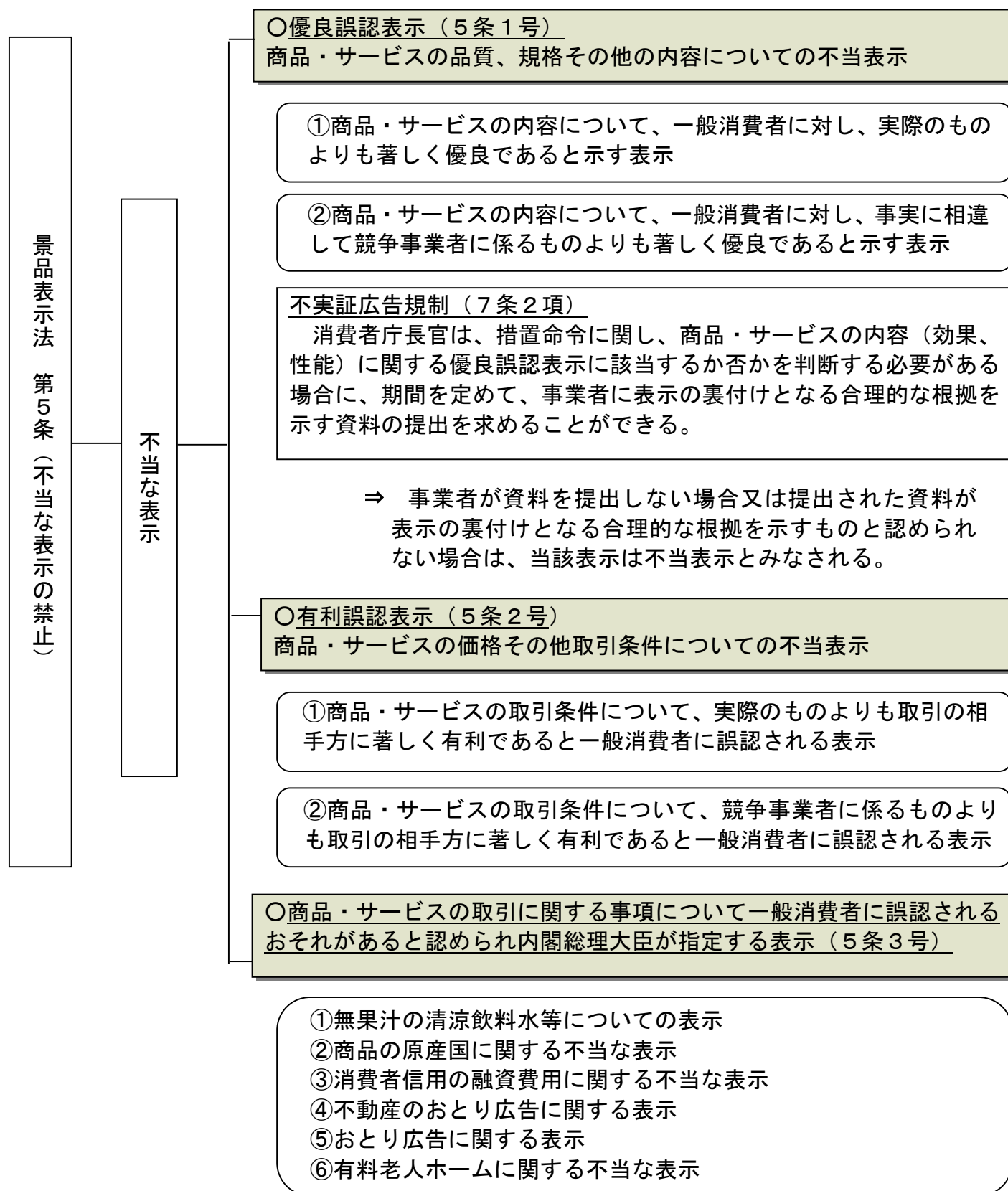
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第77号
令和4年1月20日

大幸薬品株式会社
代表取締役 柴田 高 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「クレベリン スティック ペンタイプ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「クレベリン スティック フックタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）、「クレベリン スプレー」と称する商品（以下「本件商品③」という。）及び「クレベリン ミニスプレー」と称する商品（以下「本件商品④」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っているので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件4商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、平成30年9月13日以降、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」、「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件4商品を使用すれば、本件4商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件4商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、平成30年9月13日以降、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイル

ス・菌を除去※」、「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件4商品を使用すれば、本件4商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件4商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件4商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 大幸薬品株式会社（以下「大幸薬品」という。）は、大阪府吹田市内本町三丁目34番14号に本店を置き、日用品雑貨の製造販売業等を営む事業者である。
- (2) 大幸薬品は、本件4商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 大幸薬品は、本件4商品に係る商品パッケージ及び「T A I K O」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 大幸薬品は、本件4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、平成30年9月13日以降、商品パッケージにおいて、「空間に浮遊するウイルス・菌を除去※」、「身の回りの空間のウイルス・菌を除去するスティックタイプです。」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件4商品を使用すれば、本件4商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおり効果が得られるかのように示す表示をしている。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、大幸薬品に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、大幸薬品は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、大幸薬品は、前記アの表示について、例えば、本件商品①について、平成30年9月13日以降、商品パッケージにおいて、「ご利用環境により成分の広がり異なります。」、「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示しているが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件4商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、大幸薬品が自己の供給する本件4商品の取引に関し行っている表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件4商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、

この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品③	令和元年9月2日以降	自社ウェブサイト	・「用途」との記載と共に、「ベビー用具 ベビーベッド」及び本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスと並びに「デスク 仕事場のデスク 勉強机」及び本件商品②が置かれた机のイラスと ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスと並び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が置かれた机のイラスと (別添写し3)	ける又は置く		遊するウイルス又は菌が除去は除菌される効果
			・「ベビーベッドや仕事場のデスク、勉強机など設置するスペースが少ない場所でもウイルスや菌の対策。あなたのパーソナルスペースの除菌に使えるクレベリンです。」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※」 ・「空間に浮遊するウイルス・菌を二酸化塩素のチカラで除去※します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「ベビーベッド」及び本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスと並びに「デスク」及び本件商品②が置かれた机のイラスと ・「使用方法」、「ベビーベッドで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が掛けられたベビーベッドのイラスと並び「デスクで使用する場合」との記載と共に、本件商品②が置かれた机のイラスと (別添写し4)			
本件商品③	平成30年9月13日以降	商品パッケージ	・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間（玄関、トイレ、浴室、洗面所）のウイルス除去・除菌※ ・消臭 気になる空間に、1 畳当り 1 回を目安にこすプレーする。」 ・「用途 空間※&物体のウイルス除去・除菌・消臭にご使用いた	玄関、トイレ等の室内空間に噴霧する	玄関、トイレ等	室内空間に浮遊するウイルス又は菌

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			だけです。(※玄関、トイレ、浴室、洗面所)」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」、「空間」及び玄関のイラスト (別添写し5) ・「キッチンなどの水場や、玄関の靴箱など、菌やニオイが気になるところを狙い打ちできるスプレータイプ。空間や空気の気になるところ、シュッとスプレーで解消しましょう。」 ・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト、「キッチン」及びキッチンのイラスト、「浴室」及び浴室のイラスト、「洗面所」及び洗面所のイラスト並びに「玄関」及び玄関のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 畳当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別添写し6)			が除去又は除菌される効果
	平成30年 9月14日 以降	自社ウェブサイト	・「今気になるところのウイルス・菌・ニオイを除去※」 ・「空間のウイルス除去・除菌※・消臭 気になる空間に、1 畳当たり 3 回を目安にスプレーする。」 ・「用途」及び「外出先の気になる空間 公共トイレ 宿泊先 車の中」 (別添写し7)	公共トイレ等の空間に噴霧する	公共トイレ等の空間	空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除
本件商品④	平成30年 9月13日 以降	商品パッケージ				

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	平成30年 9月14日 以降	自社ウェブサイ ト	・「空間※と物体の気になるウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去」 ・室内空間にスプレーを噴霧するイラスト及び「空間除菌」 ・「空気中にスプレーしたり、気になるところへ吹きつけるタイプ。二酸化塩素分子のチカラでウイルス・菌・ニオイを除去します。」 ・「こんなところでお使いください」との記載と共に、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「浴室」及び浴室のイラスト ・「【空間のウイルス除去・除菌・消臭】気になる空間に、1 量当たり 1 回を目安にスプレーしてください。」 (別添写し 8)	トイレ等の 室内空間に噴霧 する	トイレ等の 室内空間	効果 室内空間 に浮遊す るウイル スは菌 が除去又 は除菌さ れる効果

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	平成30年9月 13日以降	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご利用ください。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別添写し1)
	平成30年9月 14日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。（大幸薬品調べ）」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 ・「●屋外では成分（二酸化塩素）が拡散されるため、屋内・室内でご利用ください。」 (別添写し2)
本件商品②	平成30年9月 14日以降	商品パッケージ	・「ご利用環境により成分の広がりとは異なります。」 ・「ウイルス・菌のすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 (別添写し3)
	令和元年9月2 日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。（大幸薬品調べ）」 ・「●全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。」 ・「●ご利用環境により、成分の広がりとは異なります。」 (別添写し4)
本件商品③	平成30年9月 13日以降	商品パッケージ	・「◎ご利用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別添写し5)
	平成30年9月 14日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。（大幸薬品調べ）」 ・「※ご利用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
			・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別添写し6)
本件商品④	平成30年9月 13日以降	商品パッケージ	・「◎ご使用になる広さ、使用状況により効果は異なります。」 ・「◎ウイルス・菌・カビ・ニオイのすべてを除去できるものではありません。」 ・「※当社試験 閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。」 (別添写し7)
	平成30年9月 14日以降	自社ウェブサイト	・「※閉鎖空間でクレベリン スプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の『ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)」 ・「※ご使用になる広さ、使用条件により効果は異なります。」 ・「※全てのウイルス、菌を除去できるものではありません。」 (別添写し8)